

河南町消費生活だより

第37号 令和2年5月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所 1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「河南町の相談傾向」について

5月は消費者月間です。消費者であるみなさんが、事業者、地方公共団体、国などと連携しながら、食品ロス削減を始め、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていくきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」が消費者庁より発表されました。

そこで、第37号では、「河南町の相談傾向」について考え、万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、かしこい消費者をめざしましょう！

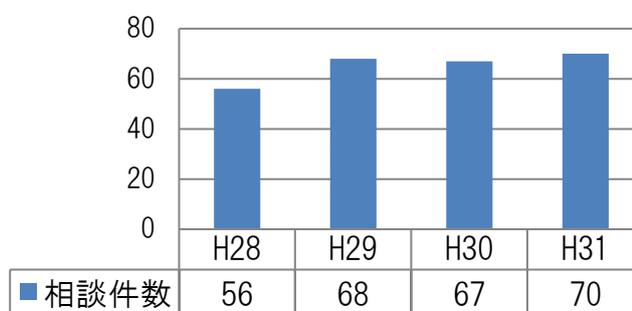


「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

事業者に「解約できない」と
言われました。
どうしたらいいですか？



河南町の相談件数



平成31年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は70件で、前年度に比べ増加しています。

相談内容については、前年度と同様、通信販売に関する相談が上位を占めています。

また、「契約したけれど、解約したい」、「思っていた商品・契約内容と違ったので、解約したい」など、特に「解約」に関する相談が最も多く寄せられています。

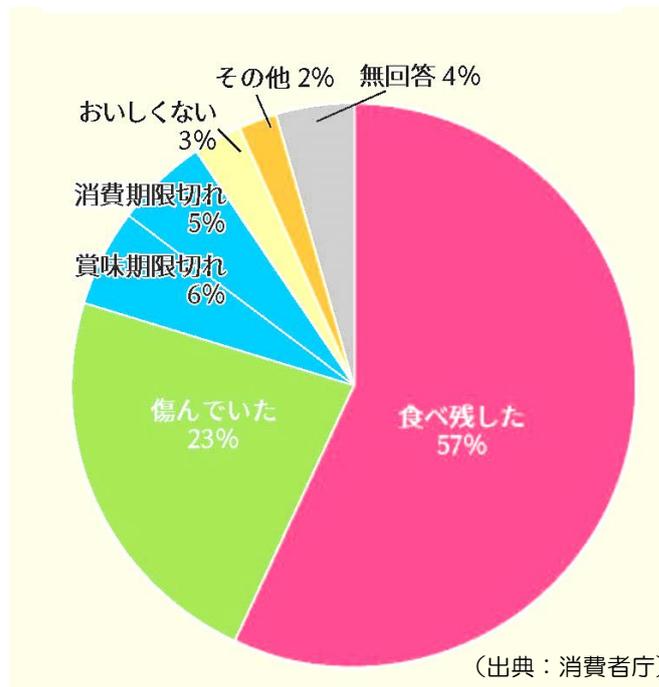
原則、一度契約が成立すると、一方的に契約を取り消すことができません。契約を結んでから「しまった！」と後悔することがないように、契約する前に契約内容や条件、解約内容を必ず確認するようにしましょう。

食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」と呼び、日本の食品ロス量は、年間643万トン、毎日、大型トラック約1,700台分の食品が廃棄されています。（平成28年度推計）

この内、約半分にあたる291万トンは家庭から発生しており、日本人1人当たりで換算すると、毎日お茶碗約1杯分の食べ物を捨てている計算になります。

食料を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄している現状に目を向け、私たち一人一人が食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

まだ食べられるのに捨てた理由



昨年10月1日「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました！

減らそう！食品ロス



この法律は、食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割を明らかにするとともに、基本方針の策定やその他施策の基本方針となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、家庭での食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させることを目指しています。

【消費者の役割って何？】

- 食品ロス削減の重要性についての理解と関心を深める。
- 食品の購入又は調理の方法を改善すること等により、食品ロスの削減について自主的に取り組む。

『河南町消費生活友の会』
一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

